

重要事項説明書(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)

1 当事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	医療法人社団千優会 藤沢在宅クリニック
所在地	神奈川県藤沢市南藤沢 17-16 秋山ビルⅡ 201 号
連絡先	電話番号:0466-50-2399 FAX 番号:0466-53-8126 ホームページアドレス:http://fujizai.jp/
管理者名	米田 浩基
サービス種類	訪問リハビリテーション
介護保険指定番号	1412210508 号
サービス提供地域	藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市を中心とした近隣地域

(2) 訪問リハビリテーション 営業時間

平日	9:30 ~ 18:00
土曜日	9:30 ~ 18:00
定休日	日曜日・年末年始(12/30~1/3)

(3) 訪問リハビリテーション職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1名(兼務)	0名	1名
理学療法士	1名(兼務)	0名	1名
作業療法士	1名(兼務)	0名	1名
事務	1名(兼務)	0名	1名

2 事業の目的及び運営方針

- (1) 訪問リハビリテーション事業は、要介護状態になった利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持・向上を図ることを目的とします。
- (2) 当事業者は、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、地域の医療保険ならびに福祉機関と連携を図りながら、利用者及びその家族の方一人一人の身体の状態、生活環境に寄り添った適切な医療・介護サービスを提供できるよう努めます。
- (3) 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行います。
- (4) 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について理解しやすいように指導又は説明を行います。
- (5) 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切にサービスを提供します。

- (6) 利用者ごとに、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに医師に報告します。
- (7) 当事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し適切なサービスを提供します。
- (8) 当事業所の医師が、当該リハビリテーション実施に当たり、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対するリハビリテーションの目的に加えて、開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず中止する際の基準、リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行います。
- (9) 当事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護支援専門員を通じて、訪問介護事業や居宅サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達します。

3 当事業所の連絡窓口(相談・キャンセル連絡など)

TEL:0466-50-2399

担 当 部 署: 藤沢在宅クリニック 訪問リハビリテーション

担 当 者: 米田

受 付 時 間: 9:00~17:30 (平日・土日・祝日)※年末年始を除く

4 サービス内容

(1) サービスの内容

- ・理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問し、医師の指示に基づいて利用者がより自立した日常生活を営むことができるように、身体面では関節拘縮の予防・筋力や体力の回復、精神面では知的能力の維持・改善等を目的にサービスを提供します。

(2) 訪問リハビリテーションの禁止行為

当事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ・利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ・利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ・身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するための緊急かつやむを得ない場合を除く)
- ・その他、利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5 利用料金

(1) 費用

- ・原則として、料金表に記載されている基本料金の本人負担分(1割・2割・3割)が利用者負担額になります。
- ・当事業所の訪問リハビリテーションは、【1回の訪問につき 2単位=40分】を基本にサービス提供を実施しております。
- ・利用者の状態に応じて、訪問頻度・サービス提供時間を決定します。
- ・原則として、交通費はいただいておりません。しかし通常事業の実施地域以外でサービスを行う場合等の理由により、別途交通費を請求させていただく場合がございますのでご了承下さい。

(2) 料金表

要介護認定の方(要介護1～5)

項目	単位	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
1回の訪問につき (訪問リハビリテーション費)	616単位 (308単位/回)	6,566円 (3,283円/回)	656円 (328円/回)	1,312円 (656円/回)	1,968円 (984円/回)

要支援認定の方(要支援1～2)

項目	単位	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
1回の訪問につき (訪問リハビリテーション費)	596単位 (298単位/回)	6,353円 (3,176円/回)	635円 (317円/回)	1,270円 (634円/回)	1,905円 (951円/回)

認知症短期集中リハビリテーション加算 240単位

	1割負担額	2割負担額	3割負担額
1日あたり	255円	510円	765円

短期集中リハビリテーション実施加算 200単位

	1割負担額	2割負担額	3割負担額
1日あたり	213円	426円	639円

●医療保険:1回40分 1割負担:600円 3割負担:1,800円

●自費:1回40分 6,600円

(3)利用料金などのお支払い方法

毎月月末締めとし、当院の訪問診療料金もしくは各施設の利用料金に含めて、訪問リハビリテーションにかかった当月分の料金を請求いたします。当事業者と直接取引の方については、口座引落しもしくは現金でのお支払いとなります。

(4)その他の費用

利用者の住まいにおいてサービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者の負担になります。

(5)介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額が利用者の負担になります。

6 キャンセル料金の発生

①利用日の前営業日の17:30までにご連絡いただいた場合	無料
②利用日の前営業日の17:30までにご連絡がなかった場合	介護保険にて定める料金の100%

(1)利用者様のご都合でサービスを中止される場合には、上記のキャンセル料金をいただきます。

※なお、ご利用日に緊急を有する事情により当日キャンセルとなった場合(体調の急変による通院等)については、原則としてキャンセル料金はいただいておりません。

(2)利用日に訪問した際に、利用者の体調不良等により、当院の判断によりリハビリが中止となった場合、原則としてキャンセル料金はいただいておりません。

7 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者証や要介護度等に変更があった場合には、速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が速やかに行われるよう必要な援助を行います。
- (3) 医師及び理学療法士は、医師の診療に基づき利用者又は家族に説明し、同意を得た上で訪問リハビリテーション計画書を作成します。作成した計画書は利用者へ交付します。計画書に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに医師に報告します。
- (4) サービス提供を行う職員に対する具体的な指示や命令はすべて当事業者が行いますが、実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮をいたします。

8 虐待の防止について

当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者:院長・米田 浩基
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情申立の窓口を設置しています。
- (4) 職員に対して虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発しています。
- (5) 高齢者虐待防止委員会の設立:委員長 米田浩基 副委員長 米田有香子 委員 本杉 宏宣 高田 萌美
- (6) 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。行う場合はその模様及び時間、心身の状況並びに記録を義務づける。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
 - ・当事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
 - ・当事業者及び職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
 - ・この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
 - ・当事業者は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。
- (2) 個人情報の保護について
 - ・当事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いません。
 - ・当事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物について、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。
 - ・当事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料等が必要な場合は利用者の負担となります。)

10 緊急時の対応(連絡先)

当事業者における訪問リハビリテーションサービスの提供中に、利用者に容体の変化等、緊急の対応が必要となった場合、事前の打ち合わせにより主治医・救急隊・家族・居宅介護支援事業者等、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	藤沢在宅クリニック
	主治医氏名	米田 浩基
	連絡先	0466-50-2399
ご家族	氏名	(続柄:)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄:)
	連絡先	

11 事故発生時の対応

事故発生時の対応	利用者に対する訪問リハビリテーションサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
損害賠償	利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。ただし、事業者に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。 当該事故発生につき利用者に重過失がある場合、損害賠償の額を減じることがあります。

12 身分証携行義務

訪問リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し、利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

14 居宅介護支援事業者等との連携

既に居宅サービス計画書が作成されている場合は、訪問リハビリテーション計画書は、当該計画書の内容に沿って作成します。

15 サービス提供の記録

- (1) 訪問リハビリテーションを行う者は、サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録は、サービスを提供した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、当事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- (1) 当事業者は、サービスを提供する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- (2) 当事業者は、訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ・まん延防止に向けて、対策委員会と研修を定期的に行う
 - ・感染症の予防及び、まん延防止のための指針を整備する。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

当事業者は、提供した訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

<p>【当事業者の窓口】</p>	<p>所在地:神奈川県藤沢市南藤沢 17-16 秋山ビルⅡ201号 TEL:0466-50-2399 FAX:0466-53-8126 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)</p>
<p>【公的団体の窓口】 神奈川県国民健康保険団体連合会</p>	<p>所在地:神奈川県横浜市西区楠町 27-1 TEL:045-329-3447 ナビダイヤル:0570-022110 受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝・年末年始を除く)</p>

18 その他

- (1) 交通事情等により、サービス時間が多少前後することがございますのでご了承ください。大幅な遅れにより訪問時間が変更となる場合には、サービスを提供する職員よりご連絡いたします。
- (2) サービス提供の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意して下さい。
- ・サービスを提供する職員は、年金の管理、金銭の貸借等の金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
 - ・サービスを提供する職員に対する贈り物や飲食物等のもてなしは必要ありません。
- (3) サービスを提供する職員は、利用者の状態に応じて臨時対応を行うことで、計画された日時に変更が生じる場合がありますのでご了承ください。

令和6年6月1日 改訂

同意書

藤沢在宅クリニック 院長 殿

私は、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービス提供の開始に当たり、重要事項について説明を受け、同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

【利用者】

氏名：_____ (署名)

同意日：_____ 年 月 日

【署名代行者(代理人)】

私は、本人の意思を確認し署名代行いたしました。

氏名：_____ (署名)

続柄：_____

【当院説明者】

氏名：_____ (署名)

説明日：_____ 年 月 日

令和6年6月1日 改訂